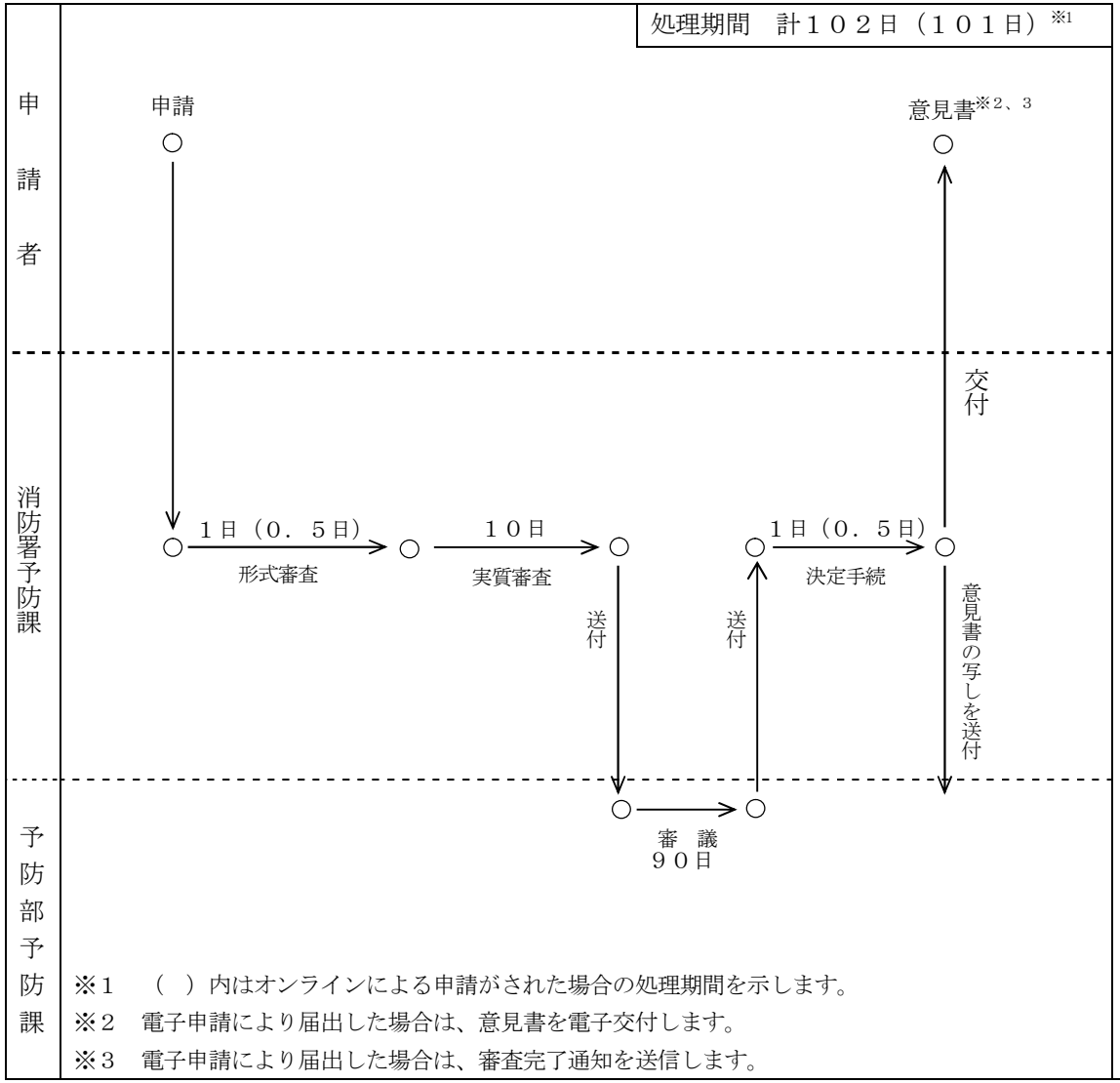
（様式－１）　　（令和８年４月１日作成）

事　務　処　理　フ　ロ　ー　図

作成部署　東京消防庁予防部予防課建築係　電話 3212-2111

事務名　意見交付申請（特別老人ホーム等２階建て準耐火建築物設置関係）

《事務処理フロー図》



《事務処理フロー図の説明》

項番	項　　目	説　　明
1	形式審査	提出された申請書に記載漏れがないかどうか、添付書類がそろっているかどうかを審査します。
2	実質審査	申請書の内容について避難時間算定要領により意見書交付書類を審査します。 また、必要に応じて現地調査を実施します。
3	付議・送付	調査書を作成するにあたっては、予防規程第２０条の規定に基づき部長に付議を依頼します。
4	審議	意見書交付書類の写し及び調査書の写しを基に、予防技術検討委員会で審議します。
5	送付	予防技術検討委員会の審議結果を消防署予防課へ送付します。
6	決定手続	予防技術検討委員会の審議結果に基づき意見書を作成し決定します。
7	交付	部長に意見書の写しを送付した上で、申請者に意見書を交付します。